

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成 29年 1月 5日

住 所 群馬県邑楽郡邑楽町篠塚 3 8 番 1

氏 名 株式会社グリーンマテリアル  
代表取締役 山下隼平

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 5 条第 1 項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

群馬県知事

大澤 正明



許可の年月日	平成 29年 1月 5日	許可番号	群馬県第391-0号
施設の種類及び 処理する産業 廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に 石綿含有産業廃棄物 が含まれる場合は、 その旨を含む。)	施設の種類 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 8 号の 2 で定める木くずの破砕施設  処理する産業廃棄物の種類 木くず (以上 1 種類)		
設 置 場 所	群馬県邑楽郡邑楽町大字篠塚字八丁 4 番 3、5 番 1、6 番 2、6 番 4、6 番 5、3 7 番 1、3 7 番 2 及び 3 7 番 3		
処 理 能 力	木くず [325.52t/日]		
許 可 の 条 件	なし		
規則第11条第8項の 規定による許可証の 提出の有無	なし		
留 意 事 項	1 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があった場合には当庁に速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		